

南相馬市水産業共同利用施設

指定管理者指名要項

令和 8 年 7 月

南 相 馬 市

南相馬市水産業共同利用施設（南相馬市漁船保全修理施設・南相馬市作業保管（漁具倉庫）施設・南相馬市作業保管（作業場）施設・南相馬市水産物鮮度保持施設・南相馬市水産物荷さばき施設）指定管理者指名要項

南相馬市では、南相馬市水産業共同利用施設（南相馬市漁船保全修理施設、南相馬市作業保管（漁具倉庫）施設、南相馬市作業保管（作業場）施設、南相馬市水産物鮮度保持施設、南相馬市水産物荷さばき施設）の管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、指定管理者を指名のうえ選定します。

1 施設の概要

（１）名称

南相馬市漁船保全修理施設
南相馬市作業保管（漁具倉庫）施設
南相馬市作業保管（作業場）施設
南相馬市水産物鮮度保持施設
南相馬市水産物荷さばき施設

（２）所在地

南相馬市鹿島区烏崎字牛島 3 5 5 番地の 1
南相馬市鹿島区烏崎字牛島 6 0 0 番地
南相馬市鹿島区烏崎字牛島 1 6 2 番地
南相馬市鹿島区烏崎字牛島 2 4 8 番地
南相馬市鹿島区烏崎字牛島 3 5 5 番地の 1

（３）施設の沿革、役割等

漁船保全修理施設、作業保管（漁具倉庫）施設、作業保管（作業場）施設、水産物荷さばき施設は東日本大震災により流失しましたが、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図り、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するため、新たに整備する水産物鮮度保持施設とともに、全施設が平成 2 8 年 3 月に完成しました。

漁船保全修理施設は、漁船補修や修繕、作業保管（漁具倉庫）施設は漁具、漁網の収納、作業保管（作業場）施設は漁具、漁網の整備、修理等、水産物鮮度保持施設は製氷、貯氷、氷の販売等、水産物荷さばき施設は漁獲した魚の集約、仕分等を目的とした施設で、それぞれ水産業振興の一助を担うものです。

（４）設置目的

漁船保全修理施設、作業保管（漁具倉庫）施設、作業保管（作業場）施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設は、市民の水産業振興の拠点として、市民に対し、より開かれた身近な施設となることが期待されています。

（５）基本方針

漁業活動を支援・助長する公共施設として、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、主要産業として地域経済の核となり、市民への水産物の安定供給に重要な役割を果たしてきた水産業が地域に根ざした施設となることを目指します。

（６）施設概要（規模、構造等）

漁船保全修理施設
・敷地面積 3 9 2 . 5 3 9 m²
・建築面積 2 4 . 3 0 m²

- ・延床面積 24.30 m² (木造平屋建て)
作業保管 (漁具倉庫) 施設
- ・敷地面積 4,189.26 m²
- ・建築面積 973.84 m²
- ・延床面積 973.84 m² (木造平屋建て)
作業保管 (作業場) 施設
- ・敷地面積 2,500.862 m²
- ・建築面積 616.40 m²
- ・延床面積 600.00 m² (鉄骨造平屋建て)
水産物鮮度保持施設
- ・敷地面積 622.551 m²
- ・建築面積 47.50 m²
- ・延床面積 97.00 m² (鉄骨造り3階建て)
水産物荷さばき施設 (ほか海水処理施設電気設備、機械設備有り)
- ・敷地面積 1,096.714 m²
- ・建築面積 497.52 m²
- ・延床面積 995.33 m² (鉄筋コンクリート造2階建て)

(7) 運営に係る事項

利用者数 (令和6年度実績)

施設内容	利用者数
南相馬市漁船保全修理施設	36 隻
南相馬市作業保管 (漁具倉庫) 施設	24.5 部屋
南相馬市作業保管 (作業場) 施設	17 隻
南相馬市水産物鮮度保持施設	134,261 kg
南相馬市水産物荷さばき施設	17 隻

収支状況 (令和6年度決算額) 0 円

利用者数 (令和7年度実績)

施設内容	利用数
南相馬市漁船保全修理施設	49 隻
南相馬市作業保管 (漁具倉庫) 施設	24.5 部屋
南相馬市作業保管 (作業場) 施設	16 隻
南相馬市水産物鮮度保持施設	175,553 kg
南相馬市水産物荷さばき施設	16 隻

収支状況 (令和7年度決算額) 0 円

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休業日

無休とします。ただし、指定管理者 (法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業日を定めることができますので、提案してください。

(2) 利用時間

南相馬市漁船保全修理施設の利用時間は、午前8時から午後5時まで、南相馬市作業保管 (漁具倉庫) 施設、南相馬市作業保管 (作業場) 施設、南相馬市水産物鮮度保持施設及び南相馬市水産物荷さばき施設の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変

更することができますので、提案してください。

(3) 南相馬市情報公開条例の適用

指定管理者は、南相馬市情報公開条例の規定に基づき、公の施設に関する情報の公開を行うための必要な措置を講じていただきます。

(4) 個人情報の保護に関する法律及び南相馬市個人情報保護条例の適用

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び南相馬市個人情報保護条例の規定に従い、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じていただきます。

(5) 関係法令及び条例・規則の規定を遵守

指定管理者は、次の法令等を遵守してください。

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 消防法、食品衛生法ほか関係法規
- ・ 南相馬市水産業共同利用施設設置条例、南相馬市水産業共同利用施設設置条例施行規則
- ・ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

(6) 維持管理業務

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、効率的な運転と必要に応じた保守点検を行ってください。

(7) 運営業務

- ・ 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- ・ 利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・ 利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- ・ 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・ 施設内を清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。
- ・ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(8) 環境に対する取組

南相馬市環境基本条例を遵守し、環境に配慮した施設管理に努めていただきます。

(9) 業務の委託等

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、清掃、警備など主要な業務以外の部分的な業務については、市の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができます。

(10) S D G s (持続可能な開発目標) に対する取組

施設の管理運営に当たっては、S D G s の理念に沿って取り組むこと。
管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の運営に関する業務

- ・ 運営する者の配置業務
- ・ 連絡業務

(2) 施設、設備、備品の維持管理に関する業務

- ・ 施設内清掃業務
- ・ 施設点検業務

- ・施設修繕業務
- ・設備点検業務
- ・備品点検業務
- (3) 漁船の修理に関する業務
 - ・上架に関する業務
- (4) 漁具、漁網の収納等に関する業務
 - ・収納等に関する業務
- (5) 漁具、漁網の整備、修理等に関する業務
 - ・整備、修理等に関する業務
- (6) 製氷、貯氷、氷の販売に関する業務
 - ・食品衛生管理に関する業務
 - ・販売記録に関する業務
- (7) 漁獲した魚を集約し仕分する業務
 - ・食品衛生管理に関する業務
- (8) 仕分した魚を整理する業務
 - ・荷さばきに関する業務
 - ・仕分記録に関する業務
- (9) 施設の利用に関する業務
 - ・利用日程に関する業務
- (10) 施設の利用許可等に関する業務
 - ・施設利用の許可
 - ・施設利用の許可取消し
- (11) 利用に係る料金の徴収に関する業務
 - 施設利用料金の徴収
 - 使用利用料金の返還
- (12) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務
業務の具体的内容は別紙仕様書のとおりとします。

4 指定の期間

5 施設共に令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）までとします。
ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 利用料金収入の取扱い

- (1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入として取扱います。また、指定管理者は、市と利用料金の額の設定に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金の額を決定します。

6 指定管理者と市の責任分担

項 目	指定管理者	市
運営の基本的考え方		○ 条例・規則事項
広報		○ 市広報関係
物価変動		
金利変動		
施設の管理運営		

物品の管理		
必要な消耗品の購入		
備品の購入、修繕（１物品５万円未満）		
備品の購入、修繕（１物品５万円以上）		○
備品の管理		
施設の利用許可		
資格取得講習		
不服申立、行政財産の目的外使用許可		
苦情対応		○
事故・火災対応（利用者の安全確保、避難誘導、被害調査、報告、応急措置）		○
災害復旧		
施設及び設備の修繕、改修		
項 目	指定管理者	市
利用者に係る施設賠償保険の加入		
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの	
	上記以外の理由によるもの	
施設の災害損害共済保険への加入		
食品営業許可		
包括的管理責任		

印が主たる責任者とし、○印は補完的対応である。

【備品の取扱い】

- ・ 備品は１物品あたり５万円以上のものとする。
- ・ 指定管理者は、備品を購入または修繕する必要がある場合は、市に報告するとともに協議すること。

7 実地調査及び実績評価に関する事項

市は指定期間中に実地調査及び実績評価を実施します。

（１）事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書を作成し市に提出します。

（２）実地調査の実施

市は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、実地調査を行います。

（３）実績評価の実施

市は事業報告書及び実地調査に基づいて、業務の水準を確認するために実績評価を行います。

なお、実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしてないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善がみられない場合、指定を取り消すことがあります。

8 指定管理料

各施設の維持管理に要する経費は、利用者の利用料金収入をもってあてることとし、市では指定管理料は支払いません。

9 指名団体

(1) 指名団体

住所

相馬市尾浜字追川 1 9 6 番地

団体名

相馬双葉漁業協同組合

代表者

代表理事組合長 今野 敏光

10 指名要項の配布等

(1) 配布場所及び連絡先

南相馬市農林水産部農政課（南相馬市小高区役所 2 階）

住所 南相馬市小高区本町二丁目 7 8 番地

電話 0 2 4 4 - 4 4 - 6 8 0 7

E - mail nosei@city.minamisoma.lg.jp

* 指名要項や提出書類等の関係書類は市のホームページを確認すること。

市ホームページアドレス：<http://www.city.minamisoma.lg.jp/>

(2) 配布期間

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）から令和 8 年 9 月 2 5 日（金）まで

（土日祝祭日を除く、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時）

(3) 現地説明会の開催

日 時 令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

場 所 南相馬市水産物荷さばき施設

申込方法 令和 8 年 8 月 2 1 日（金）までに、上記連絡先へ説明会参加申込書（様式 1）を提出すること。なお、期日までに参加申込書の提出がなかった場合、現地説明会は開催しない。

(4) 指名要項に関する質問受付

受付期間 令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時 まで

受付方法 質問書（様式 2）に記入のうえ、原則、E - mail で送付すること。

回答方法 原則、E - mail で回答

11 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする団体は、提出期間内に次の書類を各 1 3 部（正 1 部、副 1 2 部）を提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 管理に関する業務の事業計画書

(3) 管理に関する業務の収支予算書（指定期間にかかる年度毎）

(4) 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）

(5) 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表

(6) 市税の完納証明書

(7) 宣誓書

(8) 消防法に基づく甲種防火管理講習課程修了証または甲種防火管理再講習課程修了証の写し

(9) 食品衛生法に基づく食品衛生責任者養成講習会修了証書の写し

1 2 申請書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先は、南相馬市農林水産部農政課（南相馬市小高区役所 2 階）です。（指名要項配布場所と同じ）
- (2) 提出期限は、令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午後 5 時までとします。

1 3 指定管理者の選定等

- (1) 指定管理者選定の方式
指定管理者の選定は指名型プロポーザル方式とします。

* 指名型プロポーザル方式

選定する場合において、一定の条件を満たす候補者を指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針、プロジェクトに対する提案書の提出を受け、必要に応じヒアリングを実施した上で、提案書の評価を行い、当該業務に最も適した事業者を選定する方式です。

(2) 指名団体の審査

南相馬市指定管理者選定審査委員会において、まず書類審査を行い、その後書類審査通過団体によるプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に判断して、指定管理者の候補団体（優先交渉権者）を決定します。

なお、書類審査通過団体によるプレゼンテーション審査については、10月中旬を予定しておりますが、詳細については、後日、対象団体へ連絡します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、対象団体に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表いたします。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補団体は細目について協議を行い、仮協定を締結します。仮協定書は指定議案及び予算の議決後、正式な協定書となるものです。

1 4 選定の基準等

(1) 選定基準（指針内容）

市民の平等な利用を確保することができるものであること。

サービスの向上を図ることができるものであること。

管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。

業務の遂行上知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されえるものをいう。)を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

事故災害等における利用者への安全かつ安心な避難など危機管理体制の確立

その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(2) 審査項目

(1) - 関係

- ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針の実現
- イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
- (1) - 関係
 - ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- (1) - 関係
 - ア 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - イ 施設の管理運営に係る経費の内容
- (1) - 関係
 - ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - イ 安定的な運営が可能となる人的能力
 - ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤
 - エ 類似施設の運営実績
 - オ 消防法に基づく甲種防火管理講習受講措置
 - カ 食品衛生法に基づく食品衛生責任者養成講習会受講措置
 - キ 安定的な運営が可能となる物的能力
- (1) - 関係
 - ア 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制
- (1) - 関係
 - ア 個人情報保護の措置
- (1) - 関係
 - ア 事故災害等における利用者への安全かつ安心な避難など危機管理体制の確立
 - 1) 緊急的対応マニュアルの整備

1 5 業務引継ぎ

指定管理者に指定された後は、速やかに業務引継ぎに入っていただきます。

なお、5施設共に、令和9年3月31日以前に引き継ぎを行い、引継ぎのために要した費用は、指定管理者の負担とします。

1 6 申請に際しての留意事項

- (1) 申請内容の変更禁止

提出書類の内容を変更することはできません。
- (2) 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (4) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、応募団体の負担とします。
- (5) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は応募団体に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出書類は、南相馬市情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (6) 接触の禁止

申請団体は、南相馬市指定管理者選定審査委員会委員、本件関係市職員に対し本件申請について不正な接触を禁じます。不正な接触の事実が認められた場合には失格と

なります。

(7) 重複提案の禁止

申請一団体につき一つの提案とします。

1 7 指定管理者の取り消し等

指定管理者の候補団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、事業の履行が確実でないと認められる場合、又は、著しく社会的信用を失うこと等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

1 8 暴力団排除措置

指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定を受けた団体等の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等をいう。以下同じ。）が次のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、当該団体について指定管理者の指定を行わないこととし、また、指定後に該当する事態となった場合は、指定の取り消しその他必要な措置を講ずることになります。

- (1) 暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号。）第 1 条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。
- (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 8 号に規定する準暴力的不法行為を行い、又は同法第 10 条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (5) 暴力団対策法第 2 条第 7 号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。
- (6) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。
- (8) 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入計画を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。
- (9) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

1 9 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき理由により業務の継続が困難になった場合は、市は、指定の取り消しができるものとします。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない理由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するもの

とし、一定期間内に協議が整わないとき市は、協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

- (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。